実習実施者名	代表者名	所在地	取り消した技能実習 計画の認定番号	措置理由	措置年月日
	松木禾叨	恶烧俱字和良去U内1067_1	認1711001206		平成30年7月3日
有限会社エポック			認1711001207	同法第76条の2の規定に基づき罰金の刑に処せられたた	
HMAIL—Wy		交及水 [有時間 11001	認1711001208	法第16条第1項第3号に規定する認定の取消事由に該当することとなったため。	1 1000 1 1710 11
			計画の認定番号 お画の認定番号 お画の認定番号 お書き お書		
		A正秀 兵庫県加西市国正町563	認1708000160	とが認められ、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事	平成30年12月27日
タミワ玩具株式会社	民輪正秀		認1708000161	②入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させたことが認められたため、技能実習法第9条第2号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ③外国人技能実習機構による実地検査において、虚偽の報告を行ったことが認められたため、技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の	
			認1708000882		
	上エボック 松本重昭 愛媛県宇和島市川内1067-1 認1711001208 認1711001208 認1711001208 認1711001494 認1711001494 認1708000160 ②実習認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせていないことが認められ、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ②人国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させたことが認められたため、技能実習法第2号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ②外国人技能実習機能による実地検査において、虚偽の報告を行ったことが認められたため、技能実習法第2号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ②外国人技能実習機構による実地検査において、虚偽の報告を行ったことが認められたため、技能実習法第6条第1項第3号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ②人国後講習期間中に技能実習法第6条第1項第3号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ②人国後講習期間中に技能実習出際に従って技能実習を行わせていないことが認められ、技能実習法第9条第2号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ③技能実習生第4年(2月17年) ②大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		認1708000171		
有限会社フジモト					
INDAE / V C I	│		語見加西市国正町 5 6 3 認1708000161 おれたため、技能実習法第 9 条第 2 号に当たるものとして、同法第16条 第 1 項第 2 号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ③外国人技能実習機構による実地検査において、虚偽の報告を行ったことが認められたため、技能実習法第16条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ②入国後講習期間に従って技能実習を行わせていないことが認められ、技能実習法第16条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ②入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させたことが認められたため、技能実習法第 9 条第 2 号に当たるものとして、同法第16条第 1 項第 2 号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ③技能実習生に対して外国人技能実習機構による実地検査に当たって、虚偽の答弁を行うよう指示したことが認められたため、技能実習法第 9 条第 6 号に当たるものとして、同法第16条第 1 項第 2 号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ③技能実習生に対して外国人技能実習機構による実地検査に当たって、虚偽の答弁を行うよう指示したことが認められたため、技能実習法第 9 条第 6 号に当たるものとして、同法第16条第 1 項第 2 号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 の取消事由に該当することとなった。		
			認1708000805	У Д ИП Р И С И Д Л С С С И Д Л С И Д Л С И Д Л С И Д Л С С С И Д Л	

			認1708000181	①実習認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせていないことが認められ、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事	
			認1708000182	由に該当することとなった。 ②入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させたことが認められたため、技能実習法第9条第2号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ③技能実習生に対して外国人技能実習機構による実地検査に当たって、	
明加繊維株式会社	高橋清文	兵庫県加西市和泉町739-1	認1708000870	虚偽の答弁を行うよう指示したことが認められたため、技能実習法第9条第6号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ④技能実習法第10条第8号に該当するものとして、同法第16条第1項第3号に規定する取消事由に該当することとなった。 ⑤外国人技能実習機構の実地検査において、虚偽の報告を行ったことが	平成30年12月27日
			認1708000871	認められたため、技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消 事由に該当することとなった。	
三菱自動車工業株式会社	: 益子 修	東京都港区芝 5 丁目33番8号	認1704005410 認1704005411 認1704005411 認1704005413 認1704005414 認1704005415 認1704005416 認1704005417 認1704005418 認1704005419 認1704005420 認1704005421 認1704005422 認1704005422 認1704005423 認1704005424 認1704005425 認1704005426 認1704005428 認1704005428 認1704005430 認1704005430 認1704005431 認1704005433 認1704005433 認1704005434	技能実習計画どおりに必須業務である半自動溶接作業を 行わせていなかったため、技能実習法第16条第1項第1号 に規定する認定の取消事由に該当するため。	平成31年1月25日

	_		1	
		認1704019157		
		認1704019158		
		認1704019159		
		認1708009729		
		認1708009730		
	L	認1708009731		
		認1708009732		
		認1708009733		
		認1708009734		
		認1708009735		
		認1708009736		
		認1708009737		
		認1708009738		
		認1708009739		
		認1708009740		
	<u> </u>	認1708009741		
		認1708009742		
		認1708009743		
		認1708009744		
		認1708009745		
		認1708009746		
		認1708009747		
		認1708009748		
		認1708009749		
		認1708009750		
		認1708009751		
		認1708009752		
		認1708009753		
		認1708009754		
		認1708009755		
		認1708009756		
		認1708009757		
		認1708009758		
		認1708009759		
	_	認1708009760		
	F	認1708009761		
	<u> </u>	認1708009762		
	F	認1708009763		
	F	認1708009764		
	F	認1708009765		
 I	<u>L</u>	<i>,,</i> =		

_	-			-				
				[認1708009766			ı
					認1708009767			ı
					認1708009768	労働基準法違反により罰金30万円に処せられ、刑罰が確		ı
	ペナソニック株式会社	油加		大阪府門真市大字門真1006番地		定したことから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第	平成31年1月25日	l
ľ	() ノーツク (株八云仁)	件貝	—//_	人阪州门县川八子门县1000番地	認1708009770	10条第8号)に規定する認定の取消事由に該当すること	平成31年1月20日	ı
					認1708009771	となったため。		ı
					認1708009772			ı
					認1708009634			ı
					認1708009635			ı
					認1708009636			ı
					認1708009637			ı
					認1708009638			ı
					認1708009639			ı
					認1708009640			ı
					認1708009641			ı
					認1708009642			ı
					認1708009643			ı
					認1708009644			ı
					認1708009645			ı
					認1808009455			ı
					認1808009456			ı
					認1808009457			ı
					認1808009458			ı
					認1808009459			ı
					認1808012843			ı
					認1808012844			ı
					認1808012845			ı
					認1808012846			ı
					認1808012847			ı
					認1808012848			ı
					認1808012849			ı
					認1808012850			ı
					認1808012851			ı
					認1808012852			ı
					認1808012853			ı
					認1808012854			ı
					認1808012855			ı
					認1808012856			ı
					認1808012857			ı
ı	l			l	認1808012858			

アイシン新和株式会社	二井	郁夫	富山県下新川郡入善町入膳2458番地	認1808012859 認1808012860 認1808012861 認1808012862 認1808012863 認1807004755 認1807004756 認1807004757 認1807004759 認1807004760 認1807004761 認1807004761 認1807004763 認1807004765 認1807004765 認1807004766 認1807004767 認1807004767 認1807004769 認1807004770 認1807004770 認1807004770 認1807004771 認1807004773 認1807004774 認1807004775 認1807004775 認1807004776 認1807004777 認1807004777 認1807004777	労働安全衛生法違反により罰金30万円に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第8号)に規定する認定の取消事由に該当することとなったため。	平成31年1月25日
株式会社ダイバリー	染谷	伸一	茨城県坂東市弓田2305番地	認1703001621	相続税法違反により懲役1年及び罰金900万円に処せられたことから,技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第11号(同法第10条第1号))に規定する認定の取消事由に該当することとなったため。	平成31年1月25日
				認1703002983		

岩永好明	岩永 好明	長崎県南島原市南有馬町己1067番地	認1712002591	技能実習計画に記載された実習予定時間数を大幅に超過して技能実習を行わせていたほか、技能実習計画に記載された居住費よりも高い金額を居住費として徴収していたことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年9月6日
西山和宏	西山和宏	香川県善通寺市下吉田町672番地	認1810002221	平成28年5月1日から平成30年4月30日までの期間において、長時間労働及び割増賃金の不払といった不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第8号)及び同項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年9月6日
三郷フーズ株式会社	中井 裕	富山県富山市水橋開発119番地 5	認1707000411	発酵食品を製造する設備・機械を保有しておらず、技能 実習計画の必須作業である発酵作業を行っていなかった と認められることから、技能実習法第16条第1項第1号 に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年9月6日
阿波スピンドル株式会社	木村 雅彦	徳島県吉野川市山川町天神80番地	認1710000202 認1710000203 認1710000475 認1710000476 認1810001044 認1810001045 認1810001046 認1810001047 認1810001049 認1810001050 認1810001051 認1810001052 認1810001053 認1810001054 認1810001055 認1810001055 認1810001057 認1810001057 認1810002488 認1810002785 認1810005009	平成29年9月27日から平成30年7月31日までの期間において、賃金の不払について不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第8号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日

			認1810005010 認1707000507 認1707000508 認1707000509		
かね七株式会社	石黒 広一	富山県富山市水橋畠等297番地	認1707000510 認1707000511 認1707002623 認1707002624 認1707003606 認1707003607 認1707003609 認1707003610 認1707003611 認1707003612 認1707003613 認1707003614 認1807001715 認1807001715 認1807001717 認1807001718 認1807001719 認1807001719 認1807001720 認1807003292 認1807003292 認1807003293 認1807003294 認1807005523 認1807005524 認1807005525	技能実習計画に記載された実習予定時間を大幅に超過して技能実習を行わせていたほか、外国人技能実習機構の検査に際し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日
有限会社キノテック	田中 救雄	長野県上田市殿城816番地1	認1705002714 認1705002715 認1705002716 認1805000899 認1805000900 認1805000854 認1805000855	労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ,刑罰が確定したことから,技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第8号)に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日

				÷π. πο . ι ο ο ο ι πο			
			群馬県みどり市笠懸町久宮115番地1-	認1704006159		令和元年11月15日	
小池孝昌	小池	女目		認1704006160	一時間外労働に係る割増賃金について不払があったほか, 外国人技能実習機構の検査に際し,虚偽の帳簿書類の提 -示及び虚偽の答弁をしたことから,技能実習法第16条第1		
万省世子自	7.14匹 ~	子 曰		認1704006161	可第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当する 」ため。	774几十11万15日	
				認1704006154			
株式会社志田産業	志田	隆	岩手県大船渡市立根町字立根山1番地21	認1802003096 認1802003097 認1802003098 認1802004740 認1802004741 認1802004742 認1802004610 認1802004611	- 労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ,刑罰が確- 定したことから,技能実習法第16条第1項第3号(同法第- 10条第8号)に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日	
			茨城県小美玉市世楽1041番地	認1703002210	-出入国管理及び難民認定法違反により罰金刑に処せられ、その執行を終えたことから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第2号)に規定する認定の取消事由に-該当するため。	令和元年11月15日	
鈴木秀男	鈴木	秀男		認1703002211			
				認1703002212			
					認1708012251	平成29年1月1日から平成30年6月30日までの期間におい	
有限会社ティー・ワイ・プロダクツ	堀内(呆典	典 奈良県大和高田市礒野町7番12号	認1708012252	て,時間外労働に係る割増賃金の不払について不正又は 著しく不当な行為が認められたことから,技能実習法第 16条第1項第3号(同法第10条8号)及び第7号に規定する 認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日	
				認1708012253			